

定

款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、静岡SR経営労務センター（以下「本会」という。）と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本会は、事務所を静岡県静岡市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、企業の健全な発展並びに会員及び会員の事業所に使用される従業員の福祉の向上を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 人事・労務管理並びに経営管理についての講習会、研修会の開催に関すること。
- (2) 事業主が行う労働保険関係の事務処理に関すること。
- (3) 会員並びにその従業員の福利厚生に関すること。
- (4) その他団体の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

第 3 章 会 員

(会 員)

第 5 条 本会の会員は、本会の事業目的に賛同する次の者によって構成する。

(1) 社会保険労務士会員

社会保険労務士会に所属する開業社会保険労務士及び社会保険労務士法人（以下「法人会員」という。）

(a) 個人会員

(イ) 社会保険労務士会に所属する開業社会保険労務士

(ロ) 法人会員となっている社会保険労務士法人の代表社員又は労働保険委託事務を代表する法人所属社員

(ハ) 法人会員となっている社会保険労務士法人事務所に所属する社員で本会に入会を希望する社会保険労務士

(b) 法人会員

(イ) 静岡県に主たる事務所を有する社会保険労務士法人

(ロ) 静岡県に従たる事務所を有する社会保険労務士法人

(2) 事業主会員

前各号の社会保険労務士会員を通じて、社会保険労務士法第 2 条第 1 項第 1 号乃至第 1 項第 1 号の 2 に規定する事務のうち本会の労働保険に係る事務を委託する事業主。

(3) 第 1 号の社会保険労務士は、静岡県社会保険労務士会に所属する者を原則とする。ただし、特別な事由がありその事由を会長が承認した場合は他の都道府県社会保険労務士会所属の社会保険労務士も会員となることが出来る。

(4) 社会保険労務士法人所属の個人会員は、所属法人も本会法人会員である事を要件とする。

(入 会)

- 第 6 条 本会に入会しようとする者は、別に定める入会届を提出し、会長の承認を受けるものとする。
- 2 前項の承認を受けたときから会員となる。

(退 会)

- 第 7 条 会員は本会を退会しようとするときは、退会届を提出しなければならない。
- 2 社会保険労務士会員が次の各号のいずれかに該当した場合は、退会したものとする。
 - (1) 第 5 条第 1 号乃至第 4 号に掲げる会員に該当しなくなったとき。
 - (2) 個人会員が死亡したとき。
 - (3) 法人会員が社会保険労務士法人を解散したとき。
 - 3 事業主会員は、退会しようとするときは労働保険事務委託解除に係る書類を提出し、労働保険料の精算をしなければならない。
 - 4 事業主会員は、担当社会保険労務士会員が本会を退会したときは、原則として当該事業主会員も退会したものとする。
 - 5 会長は、会員が次の各号のいずれかに該当したときは、当該会員を退会させることができる。
 - (1) 本定款、並びに労働保険事務組合事務処理規約の納付等の義務を履行しなかったとき。
 - (2) 会員が第 38 条に規定する会費を 3 月以上滞納したとき、または本会の会員としてふさわしくない行為があったとき。
 - 6 前項各号のいずれかに該当した場合は、理事会の議を経て退会させる。

第 4 章 役 員

(役 員)

- 第 8 条 本会に、次の役員を置く。
- (1) 会 長 1 名
 - (2) 副 会 長 若干名
 - (3) 常務理事 1 名
 - (4) 理 事 若干名 (会長、副会長及び常務理事を含む)
 - (5) 監 事 若干名

(役員を選任)

- 第 9 条 理事 (常務理事を除く) 及び監事 (学識監事を除く) は、会員 (法人会員を除く) の中から総代会で選任する。
- ただし、必要がある場合は会員外から理事又は監事を選任することができるものとする。
- 2 会長及び副会長は、理事が互選する。
 - 3 常務理事は、会長が理事会の承認を得て指名する。この場合会員外から指名することをさまたげない。
 - 3 の 2 会長推薦理事は、会員 (法人会員を除く) の中から推薦し理事会に報告する。
 - 4 監事のうち 1 名は、学識経験者を会長が理事会の承認を得て指名する。この場合会員外から指名することをさまたげない。
 - 5 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

- 第 10 条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し会務を行うほか、会長に事故あるときは、会長があらかじめ定めた順位により、その職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - 3 常務理事は、会長の命を受け常務を執行する。
 - 4 理事は、理事会の構成員となり、会務の執行に参画する。
 - 5 監事は、会務の執行及び会計を監査し、総代会に報告するほか、会議に出席して、その職務

に関し意見を述べることができる。

(役員任期)

第 11 条 役員任期は、就任後第 2 回目の通常総代会終了の時までとする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任を妨げない。

(役員解任)

第 12 条 役員が、労働社会保険諸法令に違反して行政官庁より処分を受けたとき、または役員としてふさわしくない行為があったときは、会長は、理事会の議を経てこれを解任することができる。

2 前項の規定により、役員を解任したときは、会長は、これを次の総代会に報告しなければならない。

第 5 章 会 議

第 1 節 総 則

(会議の種類)

第 13 条 本会の会議は、総代会及び理事会並びに三役会とする。

(議事録)

第 14 条 会議の議事については、議事録を作成し保存しなければならない。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載し、議長及び出席構成員 2 人以上（議事録署名人）が署名押印しなければならない。

ただし、三役会の議事録署名人は 1 名以上とする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 構成員の総数及び出席者数
- (3) 会議に付された議案
- (4) 議事の要旨
- (5) 表決の結果
- (6) その他議長が必要と認めた事項

第 2 節 総 代 会

(総代会の設置及び種類)

第 15 条 総会に代るべき総代会を設ける。総代会は通常総代会及び臨時総代会とする。

(総代会の定数)

第 16 条 総代会の定数は 100 人以上で総代選挙規約で定める。

(総代の選挙)

第 17 条 総代は総代選挙規約の定めるところにより、会員のうちから選挙する。

2 法人会員は総代になることができない。

(総代の任期)

第 18 条 総代の任期は 2 年とする。ただし再選を妨げない。

(会員の発言権)

- 第 19 条 会員は総代会に出席し、議長の許可を得て発言することができる。ただし、議決権及び選挙権を有しない。
- 2 法人会員は総代会に出席する事ができない。

(総代会の開催)

- 第 20 条 通常総代会は、会計年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。
- 2 臨時総代会は、次の場合に開催する。
 - (1) 会長が必要があると認めるとき。
 - (2) 総代総数の 3 分の 1 以上から招集を必要とする理由及び議案を付して、総代会招集の請求があったとき。

(総代会の招集)

- 第 21 条 総代会は、会長が招集する。
- 2 総代会を招集するには、会員に対して会議の日時、場所及び会議の目的たる事項を記載して開催する日の 14 日前までに文書をもって通知しなければならない。
ただし、緊急を要するなどやむを得ない場合においては、この限りでない。
 - 3 前条第 2 項(2)号の場合においては、会長は、請求のあった日から 1 ヶ月以内に総代会を招集しなければならない。

(総代会の表決権及び書面の議決権及び選挙権の行使)

- 第 22 条 総代会における表決権は、総代 1 人につき 1 個とする。
- 2 総代で総代会に出席することができない者は、あらかじめ、総代会の議案について書面により表決を委任することができる。
この場合において、当該書面に賛否の表明のないものは、原案に賛成したものとみなす。
 - 3 前項の規定による書面は、本会に提出することによって、その効力を発するものとする。
 - 4 第 2 項の規定により表決を委任した者は、総代会に出席したものとみなす。

(総代会の議長)

- 第 23 条 総代会の議長は、総代会で選任する。

(議決の方法)

- 第 24 条 総代会は、総代の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開会することができない。
- 2 総代会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除き、出席した総代の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 3 第 2 項の規定にかかわらず、次条第 6 号に掲げる事項については、総代総数の 3 分の 2 以上の議決によらなければならない。

(総代会の議決及び承認事項)

- 第 25 条 総代会は、次の事項を審議決定する。
- (1) 事業報告及び事業計画に関する事項
 - (2) 予算及び決算に関する事項
 - (3) 定款の変更に関する事項
 - (4) 理事及び監事の選任及び解任に関する事項
 - (5) 重要な財産の取得及び処分に関する事項
 - (6) 解散に関する事項
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、理事会において総代会に付議する必要があると認めた事項

第 3 節 理事会

(理事会の構成)

第 26 条 理事会は、会長、副会長、常務理事及び理事をもって構成する。

(理事会の招集等)

第 27 条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会の招集は、少なくとも開催日の 7 日前に、その会議の日時、場所及び会議の目的たる事項を記載した文書をもって通知しなければならない。

ただし、緊急やむを得ない場合においては、この限りでない。

3 理事会の議長は、理事会で選任する。

4 理事会は、その構成員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

5 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の書面による議決)

第 28 条 会長は、緊急を要する事項について、書面により賛否を求めることができる。

2 前項の場合、理事の過半数が同意したときは、理事会の議決があったものとみなす。

3 会長は、前項の結果を理事会構成員に通知しなければならない。

(理事会の議決事項)

第 29 条 理事会は、この定款に別段の定めのある事項のほか、次に掲げる事項を審議決定する。

(1) 総代会に付議すべき事項

(2) 総代会において議決した事項の執行に関すること

(3) 定款の執行に必要な細則の制定改廃に関すること

(4) その他総代会の議決を要しないもののうち重要な会務の執行に関すること

(委員会)

第 29 条の 2 本会の運営を円滑にするため委員会を設置することができる。

(地域会)

第 29 条の 3 本会の運営を円滑にするため地域会を設置することができる。

第 6 章 資産及び会計

(事業年度及び会計年度)

第 30 条 本会の事業年度及び会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(経費の支弁)

第 31 条 本会の経費は、入会金、会費、報奨金、資産から生じる収入及びその他の収入をもって支弁する。

2 入会金及び会費の額は、総代会で決定する。

(資産の管理)

第 32 条 本会の資産は、会長がこれを管理し、その方法は、理事会の議決による。

2 会長は、本会の預金資産と会長の個人名義の預金資産を明確に区分するため、就任の際、「預金口座帰属承諾書」(指定様式)を本会に提出しなければならない。本会の預金口座に変更があった場合も同様とする。

(事業計画及び予算)

第 33 条 会長は、毎年、事業計画及び予算案を作成し、総代会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第 34 条 会長は、毎事業年度終了後、事業報告書並びに収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、監事の監査を経て、総代会の承認を得なければならない。

(予算決定前の支出)

第 35 条 会長は、予算が成立するまでの間、通常の会務を執行するに必要な経費の金額に限り支出することができる。

(労働保険料特別会計)

第 36 条 労働保険料は、労働保険料特別会計を設けて経理しなければならない。

第 7 章 入会金及び会費

(入会金)

第 37 条 会員は、入会するとき別表に定める入会金を納入しなければならない。

(会費・手数料の納入)

第 38 条 会員は、会費として、別表に定める額を納入しなければならない。

2 前項の会費は、毎事業年度の 7 月 10 日までに納入しなければならない。

年度の中で委託があった場合は、その年度に限り 11 月 14 日又は 2 月 14 日とする。2 月 15 日以降の委託は即納とする。

3 事務委託している事業主会員は別に定める手数料を納入しなければならない。

4 前項の手数は毎事業年度の 7 月 10 日までに納入しなければならない。7 月 11 日以降の委託は即納とする。

(年度途中の入会者の特例)

第 39 条 年度途中において入会した者は、入会した日の属する年度分の会費については、別表に定める月額会費の額にその年度末までの月数を乗じた額の金額を納入しなければならない。

2 前項の会費は、入会時に納入しなければならない。

(拠出金)

第 40 条 削除。

(会費等の不返還)

第 41 条 退会した会員が既に納入した会費及び入会金は返還しない。

第 8 章 事務局

(事務局)

第 42 条 本会には事務局を置く。

2 事務局は、本会の会務に関する所定の事務を行う。

3 常務理事は、事務局を掌理し、事務局職員を指揮監督する。

4 事務局職員の任免は、会長が行う。

5 事務局に事務局長及び事務局次長その他の役職をおくことができる。

6 常務理事、事務局職員の給与等労働条件、その他事務局に関する必要な事項は、別に定める。

第 9 章 定款の変更

(定款の変更)

第 43 条 定款の変更については、総代会において出席者の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

第 10 章 補 則

(顧 問)

第 44 条 会長は、本会の発展を図るため、学識経験を有する者のうちから、理事会の議を経て、顧問を委嘱することができる。

2 顧問は、本会の必要事項について、意見を述べることができる。

(理事会の専決)

第 45 条 この定款に定めない事項については、理事会の議を経て行うものとする。ただし、この場合には、次回の総代会に報告し、その承認を受けるものとする。

(労働保険事務組合の事務処理)

第 46 条 第 4 条第 2 項に掲げる事務処理については、別に労働保険事務組合事務処理規約を定め、労働局長の認可を受けて行うものとする。

(細則の設定等)

第 47 条 本会は、この定款に基づき必要な措置を行うため、細則を定めることができる。

2 細則の制定及び改廃は、理事会の議を経て、会長が定める。

附 則

1. この定款は、昭和 63 年 2 月 20 日より施行する。
2. 本会の設立当初における理事（常務理事を除く）及び監事は、第 9 条の規定にかかわらず、設立発起人のなかより選任する。
ただし、この場合の役員の任期は、設立の日から第 1 回目の総会の終結の時までとする。
3. 本会の設立当初における事業年度及び会計年度は、第 30 条の規定にかかわらず、設立の日から翌年 3 月 31 日までとする。
4. 第 4 条第 2 項に掲げる事務処理については、労働局長の認可を受けた日から実施する。
5. 平成 2 年 6 月 15 日一部改定する。
6. 別表は平成 2 年 4 月 1 日より実施する。
7. 平成 3 年 6 月 17 日一部改定する。
8. 平成 5 年 6 月 16 日一部改定する。
9. 平成 6 年 6 月 16 日一部改定する。
10. 平成 19 年 6 月 14 日一部改定する。
11. 平成 22 年 6 月 18 日一部改定する。
12. 平成 23 年 6 月 17 日一部改定する。
13. 平成 24 年 6 月 20 日一部改定する。
14. 平成 28 年 6 月 17 日一部改定する。
15. 平成 29 年 6 月 16 日一部改定する。
なお、改定後の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

表（第 37 条、第 38 条、第 39 条、関係）

区 分	入 会 金	会 費	
		年 額	月 額
社会保険労務士会員 又は社労士法人社員	10,000円	12,000円	1,000円
社会保険労務士法人	7,000円	社員数 1～3人 9,000円 4人以上 12,000円	750円 1,000円
事 業 主 会 員	10,000円	12,000円	1,000円

事業主会員手数料	手 数 料	
	年 額	月 額
	保険対象者 9人以下 6,000円 10人以上 12,000円	500円 1,000円